

寄 稿

～著作権譲渡契約の重要性について～

弁理士 中村 希望 先生

企業等がキャラクターやイラストを創作する場合、当該企業内の従業員によつて作成されることもあるが、一般公募やアウトソーシングによる業務委託等により、デザイナー等によつて作成される場合が多いと考えられる。

企業内の従業員が作成するキャラクターやイラストは「職務著作」になるため、多くの場合、雇用者である企業に著作権が発生し、雇用者と従業員にトラブルがない限り、著作権の帰属が問題になることはあまり多くない。

一方、従業員以外のデザイナー等によつて作成された場合には、著作権の帰属が問題になる。金銭の譲受と引き換えにキャラクターやイラストの納入を受けるだけで満足し、著作権譲渡契約を締結していないことはないだろうか？実は著作権は金銭の譲受だけでは移転されないので、後々、デザイナー等とトラブルになり、金銭を払つたにも関わらずキャラクターやイラストの利用・複製・変更等ができなくなる事態に陥ることもあり、非常にリスクが高い。

著作権譲渡契約は「著作権を譲渡する」という一言で済ませることはできない。なぜなら、著作権はその性質から、財産的な権利と人格的な権利に分けられているが、譲渡の対象となるのは財産的な権利に関するものであり、この財産的な権利はさらにいくつかの権利（支分権）に分けられ、個々の支分権ごとに譲渡が可能とされている。支分権には複製権（「コピーする権利」）、翻案権（変更する権利）等があるが、この支分権の中には、契約において譲渡の目的として特掲されていないときは、譲渡した者に留保されたと推定されるものがある。したがつて、契約書では、著作権のうち何の権利を譲渡されるのかを明確にする必要があるのである。

さうに注意すべき点として、人格的な権利（以下、「著作者人格権」といふ。）に「同一性保持権」と呼ばれる権利がある。これは著作物の改変を受けない権利をいう。著作者人格権は他人に譲渡できないので、「同一性保持権」の譲渡を受けることもできない。しかし著作物を改変して利用することは実務上よくあることである。そこで、「著作者人格権の不行使」の特約を契約に規定することが重要となる。

文化庁のホームページでは著作権契約書作成支援システムを提供しており、ある程度の契約書を自分で作成することができるので、利用されてはいかがであろうか。